

第 3 0 号 議 案

新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に
関する条例の一部を改正する条例

新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
(昭和53年新宿区条例第30号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「中高層建築物」を「中高層建築物等」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 中高層建築物等 次のア又はイのいずれかに該当する建築物をいう。

ア 高さが10メートルを超える建築物又は地階を除く階数が4以上の建築物(第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域をいう。)にあつては、軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物)

イ 新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例(平成15年新宿区条例第72号)第2条第2号に規定するワンルームマンション等

第2条第2号から第5号まで、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項並びに附則第2項中「中高層建築物」を「中高層建築物等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新宿区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に標識の設置を開始すべき中高層建築物等について適用し、同日前に標識の設置を開始すべきこととなる中高層建築物等について

は、なお従前の例による。

(提案理由)

新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例（平成 15 年新宿区条例第 72 号）に定めるワンルームマンション等の建築について、新たに紛争の予防及び調整の対象とする必要があるため